

## フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧 (平成 28 年度 10～11 月分)

1	10/28 京都
質問	<p>1. 政治資金監査制度の改正（強化の方向）は検討されているのでしょうか？</p> <p>2. 監査報酬の統計資料はあるのでしょうか？</p> <p>3. 請求書と振込明細書があれば支出の確認ができます。わざわざ支出目的書とすることは無いと思っているのですが…</p>
回答	<p>（1. について）</p> <p>政治資金監査は、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請に応えるべく、国会における議論の結果、外形的・定型的な監査とすることで合意されたものです。</p> <p>このような政治資金監査の基本的な仕組みについては、各政党、政治団体の政治活動のあり方に関わることから、まずは、国会において議論いただくべき問題であると考えます。</p> <p>（2. について）</p> <p>当委員会は、政治資金監査報酬の個々の実態について把握する立場にはなく、統計資料についてもございません。</p> <p>（3. について）</p> <p>振込明細書は、政治資金規正法上の「領収書等」ではないため、振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がありますが、会計責任者が振込明細書の余白に支出の目的を追記した場合、当該振込明細書の写しは支出目的書として認められるので、別様で支出目的書を作成する必要はありません。</p>

2	10/28 京都
質問	<p>「金融機関で支払った際の払込金受領証を紛失した場合には、振込明細書を紛失したものとして徴難明細書を作成することとなる。」P52 下段※2 とあるが、</p> <p>① 金融機関での払い込みについては、預金引出様式と現金支払方式がある。預金引出方式の場合は通帳で支出が確認され、請求書等との照合を行えば、払込金受領書を紛失したとしても支出に対する検証は可能であるが、現金支払方式の場合は検証不能となる。以上により、預金引出方式で一定の条件を満たす場合は、徴難ではなく亡失扱いとする。現金支払方式の場合は(コンビニにおける受領証紛失を含む)、支出を認めない。との解釈は間違っていますか。</p> <p>② カード決済のガソリン代 カード会社の発行する明細書は領収書等に該当しないことから、ガソリン給油時の領収書の有無により、有れば問題ないが、無い場合は領収書の徴収困難の理由にはならないとして、亡失扱いとしています。この解釈は間違っていますか。</p>
回答	<p>(①について)</p> <p>公共料金やネット販売の代金等を金融機関において払込取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関から受領する払込金受領証が政治資金規正法上の領収書等に該当するかどうかは、払込取扱票等の発行事業者が当該金融機関と代理受領契約を結んでいるかどうかや、当該払込金受領証に支出の目的、金額及び年月日が記載されているかどうかによって決まるものであり、通帳で支出が確認できるかどうかによって決まるものではありません。</p> <p>したがって、金融機関で支払った際の払込金受領証を紛失した場合は、これらを確認することが困難であることから、領収書等であることの確認及びその証明は困難であると想定されるため、また、振込の方法による支出については領収書等を徴し難い事情に該当するため、この場合については、領収書等を紛失したものとして領収書等亡失等一覧表を作成するのではなく、振込明細書を紛失したものとして徴難明細書を作成することとしたところです。</p> <p>(②について)</p> <p>クレジットカードの利用により物品を購入した場合における会計帳簿や収支報告書の記載方法としては、購入時点とカード会社への支払い時点のいずれも計上する方法と、購入時点のみ計上する簡易な記載方法の二つがあります。</p> <p>クレジットカードの利用によりガソリンを購入した場合、前者の方法であれば、会計帳簿や収支報告書には、ガソリンを購入した時点及びカード会社に代金を支払った時点で支出を計上します。この場合、前者については金銭を伴わない支出であり、後者については通常口座振替による支払であり、いずれも一般的には領収書等を徴し難い事情に該当するため、徴難</p>

	<p>明細書を作成することとなり、領収書等亡失等一覧表を作成していただく必要はありません。</p> <p>また、一括払いで購入した場合に限られますが、後者の簡易な記載方法による場合は、ガソリンを購入した時点で支出を計上するだけで差し支えありません。この場合において、クレジットカードを利用した際に発行される書面を紛失した場合は、上記の簡易な記載方法によらない場合と同様、金銭を伴わない支出として徴難明細書を作成することとなりますので、領収書等亡失等一覧表を作成していただく必要はありません。</p>
--	---

3	10/28 京都
質問	<p>舛添前東京都知事の進退問題で、政治資金規正法の問題がよく取り上げられるようになりました。</p> <p>不適切な支出に該当するものについての研修が大切と考えます。表面的なものよりも、実質に関するものを多く取り入れ、一般の人が妥当と考えるものとの差をなくす考え方が必要と考えます。</p>
回答	<p>研修については、登録政治資金監査人の方々に対してこのようなフォローアップ研修を実施してきており、演習問題を取り入れる等実務に沿った研修となるよう留意しているところです。</p> <p>次に、不適切な支出に関してですが、政治資金規正法の本来の目的は、政治資金の収支の状況を明らかにすることであり、これに対する判断は国民に委ね、政治献金についての国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用すべきこととされています。</p> <p>政治資金監査は、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務であり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではありません。これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請に応えるべく、国会における議論の結果、使途の妥当性については、国民の判断に委ねることとされたものです。政治資金監査が行われることにより、国会議員関係政治団体のみで処理されることによって生じ得る誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られ、国民にとって政治資金の使途の妥当性を一層判断しやすくなることが期待されます。</p> <p>今後とも研修内容の充実に努めてまいります。こういった政治資金監査の基本的な仕組みについては、各政党、政治団体の政治活動のあり方に関わることから、まずは、国会において議論いただくべき問題であると考えます。</p>

4	11/18 金沢
質問	<p>商習慣として、商品代金等を支払う際に、振込手数料は受領側が負担すべきとし、振込手数料相当額を差し引いて振込むことがよく行われている。同様に、政治団体に寄付を行う際に、例えば、10,000円から手数料540円を差引き振込み、寄付者側から実質負担している10,000円の寄付金受領証の発行を要求された場合に、政治団体側は540円を領収書の存在しない支出として処理せざるを得ない。このケースは、どのように取り扱うべきでしょうか。</p>
回答	<p>会計帳簿及び収支報告書は、収入及び支出の実態に応じて記載するものです。</p> <p>お尋ねの事例が、寄附者から1万円の寄附を受け、寄附に係る振込手数料を政治団体が支出した場合であれば、それぞれの金額を、振込手数料を差し引いた金額を寄附額として寄附を受けた場合であれば、その金額を会計帳簿及び収支報告書に記載することとなります。なお、国会議員関係政治団体の会計責任者等は、すべての支出について、領収書等を徴さなければなりません。領収書等を徴し難い事情がある場合は、この限りでないとしてされています（政治資金規正法第19条の9による読替後の第11条第1項）。</p>